

○濠州に於ける鐵及鋼工業の現狀と將來 (The Iron & Coal Trade Review)

Position and Prospects of the Australian Iron & Steel Industry

K I 生

濠州に於ける鐵及鋼工業に關する稅法問題の研究者として存立せる內國委員會に對し、關稅に關する一片の書類蒐集せられたるか、其内容は在ザイクトリア濠州聯邦協會なる高等委員會より發表せられたり、即ち内容の概略を窺ふに、濠州貿易事業に從事せる各種貿易商會に對しては頗る人心を引くに足るへき興味津々たる問題多く、爾今濠州聯邦に於ける鐵及鋼工業の現狀と將來に關する一般重要な問題として考究せらるゝに至るへきは明白の事ならん、以下記載する所は各種の方面より蒐集せし材料により提出せられたる證言の一部抜萃たり。

パイプ及チユーブ類(Pipes and Tubes)

ザイクトリア州南マルボルンのチャールス・モンチース商會主たるチャールス・モンチース氏は、ザイクトリア鑄鐵管製造組合のため證言する所ありたるか、氏曰く今問題の中心となれる關稅條項を見るに次の如し、即ち鐵管類(パイプ及チユーブ類)及パイプ用鑄鐵補助裝具類等は頓に付き國定稅率四十志にして、特惠稅率(Preferential tariff)三十五志なるを見る、吾人の要求する所は鍊鐵製並鋼鐵製管類にして、然も鋼管類に對して課せらるへき關稅は、少なくとも鑄鐵管類に課せらるへきものゝ三倍たらん事を請ふものなり、現今鋼管類に課せる稅は極て輕微にして、實際之かため何等の影響を及ぼす事なし、茲に於て吾人の要求する所は、鍊鐵製並鋼製管類にして直徑四吋以上のものに對しては、其稅率を價格に準して三〇%或は二五%とすべく、或は二者何れかを取る事として一頓に付き六磅の特定稅を課し、然も四吋以下のものに對しては自由稅となすにあり、吾人の窮に憂ふる所は今日鍊鐵及鋼管類は當地に於て製造せらるゝ直徑六吋及以上の鑄鐵管と競爭激烈となり、加ふるに輸入益々

増加しつゝある事なり、之れを實際に徵するに一九〇八年輸入品の總價格四千百八十四磅なりしに、一九一三年には實に十二萬六千百七十七磅に激増したるを見る。現今濠州に於ける鋼管製造所は唯ニユウ、サウス、ウェールズ州のリスゴー工場及新設中のニュー、カッスルあるのみ、されど輸入減少すれば必ず當濠州に於て該事業の開始を見るに至るへし、濠州に於て鋼管製造者か其業を廢するに至りしは、其價格の低廉なる爲のみに非すして、鑄鐵管の如く其生命永續せざるを恐れてなり。

一頓に付き四十志の割合及び價格に應して三〇%を課したるときの影響並に鋼管一呎に就きての重重及價格を示すに次の陳述をなしたり。

輸入鋼鐵管に對し課せらるるべき關稅

鋼管(チユーブ)一呎に就ての重量及び價格。

鋼チユーブ、——直徑四吋、重量一吋に就き八磅、價格一志三片

同 同
直徑六吋、重量一呎に就き十三磅、價格二志二片

直徑九吋、重量一呎に就き二十八磅、價格五志六片

直徑十二吋、重量一呎に就き四十五磅、價格七志六片

又頓に就き四十志及び價格に應し三〇%の割合に於ける稅の比較をなすに次の如し。

鋼チユーブ、——徑四吋(稅一頓四十志のもの、一呎に就き一・七片)(三〇%に於て一呎に就き四・五片)

徑六吋(稅一頓四十志、一呎に就き二・八片)(三〇%に於て一呎に就き七・八片)

徑九吋(同)
六・〇片
(同)
一志八片

徑十二吋(同)
九・六片
(同)
二志三片

現今濠州に於ける鑄鐵管の產出額は毎年價格にして二十萬磅より三十萬磅の間にあり、その使用せらるゝ全量は輸入品を合して凡そ四十萬磅の價格に上る、濠州產鑄鐵管は其質極めて良好なりと

雖不幸にしてリスゴウ工場の鑄鐵管は吾人の要求を満足せしむる事能はず、丸引管 (Solid-Drawn tubes) は其價格遙に鉄締管 (Riveted tubes) の下にあるを以て、現今に於ては丸引管を以て鉄締管に代用せしめ、其結果鉄締管は嘗て製造せられしか如く多量に製造せられざる有様なり、濠州に於ては今日まで丸引管の製造を見ざりしか必ずや製造不可能にあらざるへく、五十五吋或は八吋管の製造は容易に新設工場たるブローケン、ヒル或は又リスゴー工場に於てなざるへし、目下丸引管の主產地は獨逸にして、其中には若干の英國人商會の之れを營めるものあり、されど獨人は政府より彼等の其汽船に對し補助金を受け居れるか故、運送事業に於ては多大の便益を得つゝあるなり。(此提出者は一九一四年十一月十七日一書を著して稅の變更に對する自己の請願を撤回したり)

會計官たるアンデルソン氏 (Leonard Jeunings Anderson) 及メルボルンなるダンクス氏 (John Danks) はモンチース氏のなしたる論證に對し助力する所ありたり、曰く吾人は彼のマンネスマニ管とは如何なるものなるかを見んかため直徑二吋のマンネスマニ管を輸入したりしか、爾來獨逸製鋼管の濠州に輸入せらるゝ結果、鋼管か鑄鐵管の代用を盛になしつゝあるを以て、吾人は到底鑄鐵管の產額を増加するを得ざる有様にありと、舊ヴィクトリア稅法の下にありては、該工業は現今よりも遙に有利なる事業にして、各地に於て製造せられたる價格二十五萬磅の鋼管類は、南濠州政府の下に製造せられるものを多數含有せりと。

ヴィクトリア州フェルグソン商會の支配人たるフェルグソン氏曰く、吾人は當濠州に於ける鍊鐵管製造の霸を握れるものなるか、今日まで吾人の業務に反する丸引管の輸入物を見ず、十二吋乃至十八吋管の如き大なる管類に對しては運送の方法に自然の保護法ありて、吾人は當地に於て輸入せらるゝものよりも低廉に製造するを得へし、彼のマンネスマニ管は其大さ大なるものにありては到底吾人の製造せる管類に競争すべくもあらざれとも、小管類に於てはマンネスマニ管は鍊鐵管並に鑄

鐵管に代りつゝある事は疑ふ餘地なし、吾人の獨逸製管類と競争する所のものは直徑三吋又は四吋管にして、吾人は嘗て六吋管を四吋管の價格にて供給せし事あれと、如何なる理由にや徑六吋管以下の輸入管類とは全然競争の位置に立つを得ざりき。

メルボルンなる、ヂエー、チー、ムアーリ商館のケネディー、ムアーリ氏は又前者と同意見を發表せり、即ち曰く吾人は目下鑄鐵管をのみ製造しつゝあり、而して鍊鐵管並に鋼管は單に價格低廉なりとの理由を以て鑄鐵管の代用をなさしめんとしつゝあるも、余は信す彼の稅法問題にして吾人の要求せるか如き案に變更せられんか、シドニーなるホスキン氏は丸引管の製造に着手すへきを疑はすと。

アーサー、グドウイン氏曰く余の管理せる商會は大英國に於けるすべての種類の管を製造す、然も製造する管の最大徑は實に三十六吋なり、何れも累接銀合(Exp-weld)管にして丸引管は唯特殊の場合にのみ製造す、吾人の提出したる彼の變更論は恐らく其の稅率に於て可なりの増加を意味するならんも、然も六吋管(價格に應し二五%)の稅は一呎に就き五片の稅か課せらるゝものにして、此事たるや現在の稅なる一、九片より増加せる事を意味するなり、一噸に付き價格六磅の稅を課せるは(六吋管に對し)實際現在の稅に四倍せるものあらん、吾人は六吋或は以上の鋼管を產する上に於て近年幾分の増加を見得へしと雖、特筆に足るへきものなし、彼の獨逸製管類と價格の點に於て吾人到底競爭の位置に立つ事困難なり、輸入せし管類の中徑四吋のものは全數に對し少なくも四分三あり、鍊鐵管及び鋼管の輸入者として吾人の見る所によれば、唯如上の管類は鑄鐵管に比し軽きか故に、世上一般の満足を充たせるか如く、然も此傾向は益々増加せられんとす、今此等の管類が遠隔の地に要せらるゝ場合には、其運送に關しては極めて輕々に論すへきものに非すして、殊に鐵道運輸の如き最も重要な事項と稱すへきなり、鋼管は地中に用ひられし場合鑄鐵管の如く其生命永續すへきやは疑問にして、

なかりき(勿論同地に於て鑄鐵管をも埋沒したり)。

目下提出せられたる稅は鋼管を撰ふものゝ價格を増加する事ならん、然も鋼管の使用者益々多し、稅率二五%増加すれば恐らく鍊鐵管又は鋼管の使用を減少せしめ、鑄鐵管の需用を増大せしむるに至るへし、唯特殊の場合に限り輸入管使用せらるへく、吾人は嘗て當地に於て之れか製造を企てたる事あれど、如何せん目下の狀態は原料を得るに困難なると、勞働人員の不定なる爲め斯の如き事業を企圖するに足る方法を發見する能はざるなり、獨逸製管に對し五%の增稅は有益なりと雖、十分なりと謂ふを得ず、茲に於て吾人は少なくとも一〇%を提出せんと欲するものなり、英國に於ける吾人の工場にては獨逸の工場に於て仕拂はるゝよりも高價の賃金を拂ひつゝありて、一九一三年にヴィクトリア州に輸入せし全英國品は價格九萬九百八十二磅にして就中吾人は五萬千六百五十五磅を占めたり。

メルボルン市ラツセル商會支配人デヨージ、ラツセル氏は指示して曰く、若し或る稅にして直徑六吋管及其以下の管に課せられんか、或は現在の稅にして大形管に對しても増加せられんか、鍊鐵管及管の多數の使用者は不利の位置に立たざるを得ざるに至るへし、何となれば如上の管は到底鑄鐵管の使用に堪へざる所に應用せられ、又其範圍廣大に亘れるを以てなり、若し鑄鐵管製造者の希望に適ふ様の稅率か提出せられんか、稅の増加は當地方にて製造せられたる鑄鐵管と競争の位置に立てる輸入鍊鐵管にのみ適合せしむへしとの文面は全く明白の事實となりて現れんと。

暖爐製造會社支配人なるケイザー氏は、現在の稅たる一噸に就き四十志及三十五志の代りに三五%及三〇%の稅を主張せり、而してそは徑二吋管乃至四吋管に至るまでのものに適應すべきを唱へ、且曰く吾人の管類はロンドン市參事會制の鑄型を用ひたるものなり、當地に於てもロンドン市參事會に於ける規則と同性質の規則あり、重量に關する從量稅(Specific duty)は不合理の方法にして、二吋管

頭のものは税に對し三志の價格に相當す。

特別の割合を以て税を課する事は此等の輕き管に對しては不合理なり、今次提出せられたる税は大なる増率を來たせるものにして、更に吾人は原料に對しては英國に於て仕拂ふよりも遙に其金額大なるを知る、運送等に關する價格は税をも含みて鑄鐵管及附屬裝具品に對しては、ロンドン價格に直ほして(甲板渡しにて)約一〇〇%、排水用鑄鐵管に對し八八、四分三〇%、附屬裝具類に對して七二、二分一%にして、此中破損に對しては何等差引なき事となれり、以上は吾人の目下の狀態に對する保護政策なれども、然も猶吾人は少なくとも地方原料に對しては五〇%以上の高價を仕拂ひつゝある有様なり。

濠州 Stewarts & Lloyds 商會總支配人として又管類の輸入商として有名なるトムソン氏は、目下四十志及三十五志の鐵管類鑄鐵及鍊鐵管並に鑄鐵附屬裝具類に對し、第百八十一條に關する增稅を要求せり、即ち外國品に對しては一噸に付き七十志、英國品に對して三十五志の税を課すべく、又從價稅の課せらるゝ場合には價格に準して一〇%つゝを課すべきなり、且又稅關條項第百八十二條に關して現在自由稅たる鐵及鋼管に對し各一〇%の税を要求して可なるへし、今如上の要求か如何なる方法に於て實現せらるゝとするも、余は英國製造家に對し一〇%の特別取扱を要求すべく、且つ吾人は唯ロンドン價格甲板渡しにて平均噸に就き十八磅なる鍊鐵管に對し注意を惹くのみ、故に現在の一噸に付き五志の Preference は一・四分一に同等なり、英國製造業者は外國人に比較して獨逸船積に承認せられたる補助金の爲め、或は特別鐵道運輸の補助及大洋運輸の低廉なる事等の爲め却て不利益の位置にあり、鍊鐵管及鑄鐵管は現今同一の關稅條項中に含まれ居るも此は不都合なり、即ち兩者は價格の點に於ても大差あり、然も同様の從量稅(兩種の管類に對する)は極めて變則なり鍊鐵管は價格に應して割合を仕拂ふべく、鑄鐵管は從量稅に從つて仕拂ふべきものなり、氏は又次の記事を提出せり。

内徑六吋以下の鐵鋼管類の濠洲に於ける輸入高左の如し

英	國	磅	%	諸	國	磅	%	全	量
一九一三	一〇〇	五七九·六七五	六五·五	三〇三·九一八	三四·五	八八三·五九三	一〇〇		
一九一二	一〇〇	六一九·三三五	七三·五	三三三·六九二	二六·五	五六三·八八八	一〇〇		
一九一〇	一〇〇	四三六·〇九六	七七·	一二七·七九二	二三·〇	四七七·四九九	一〇〇		
一九〇八	一〇〇	四〇八·九四八	八一·五	九二·〇八五	一八·五	四四六·三七一	一〇〇		
一九〇八	一〇〇	三八一·〇一六	八〇·〇	一二九·一九一	二〇·〇	一〇〇	一〇〇		
三五三·四五二	七九·〇	九六·四八三	二〇·〇	一〇〇	一〇〇				

右諸外國よりの輸入高三十萬三千九百十八磅(一九一三)の中十一萬三千磅は獨逸より仰きしものなり、予は運送價格か何故にロンドンよりもハングルグより來る方低廉なるやを説明する能はず、吾人の商會か不利の地位に立つに至りし他の事項は即ち獨人等か代理店を當地に設けたるにありて茲に於て稅を仕拂はざるへからざるなり、余の商會の輸入品中九三%は四吋徑若くはそれ以下の鍊鐵管なり、濠洲への輸入品總價格は三十三萬三千六百十七磅(一九一三年にて)にして、其中二萬三千四十八磅は四吋徑乃至六吋徑の管類に對する價額なり、此事たるや大に鑄鐵管製造業者の請願に負ふ所大にして、然も大多數の鍊鐵管(使用せられたる)は鑄鐵管により代用せられざりき(例は高壓管等)。鐵及鋼管類の英國製品に對する諸殖民地の需用高左の如し。

加奈陀……數字は常に變化すれども實際平均一〇%なり。
南阿弗加……三%

ル・ヨーローランド……………10%

ニユージーランドに於ける昨年度に於ける鐵及鋼管類の輸入高左の如し、即ち英國より八七、五%、加奈陀より一〇%、諸外國より二・五%なりき、余の商會が各ニユージーランド商人及輸入商に對して

保険料運賃賣手持(c.i.f.)にて販賣する價格は、シドニー、マルボルン、ブリスベーン等に對する吾人の保険料運賃賣手持の割合と全く同一にして、然も吾人は如何なる他の英國製造業者もその Preference の爲に其價格に僅少の差異を生する事ありとは信せざるなり。

鐵及鋼板類(Iron and Steel Plates & Sheets)

濠洲 Stewarts & Lloyds 商會總支配人デヨーリー・トムソン氏は、目下自由稅なる英國製鐵及鋼板類に對し一〇%の英國製品特別取扱稅を求むる所ありたり、且つ先きに鐵及鋼管類に關して進められたる議論と同様の論を主張し、更に曰く管類に關しても又板類に關しても英國の製造家の間には何等の確たる了解なく、又アメリカ或は其他の外國の製造家との間に何等一致する所なし、然して英國に於ては板類の製造家の間に銳き獨立的競争あり、管類の製造に於てさへ然り、余の管理せる商會は英國に於ける取引商業を左右せず、又他の製造家も亦同様取引商業に關與せざるなり、そは恐らく他の英國製造家は當地に貯藏物を監督する駐在代理者を有せざる爲ならん、電氣鍍金鐵板類も亦此鋼及鐵板類商品中に含有せらるゝ事勿論にして、當地に於ける鐵板類の重要な使用目的は汽罐、船舶、タンク、貨車、建築用材其他各種の目的に使用せらるものにして、薄板類は大部分英國内地より來り、吾人の主たる競争者は大陸地方より來るものに對してなり。(未完)